

基本構想

1 構想の期間と芽室町の将来像

◆構想の期間

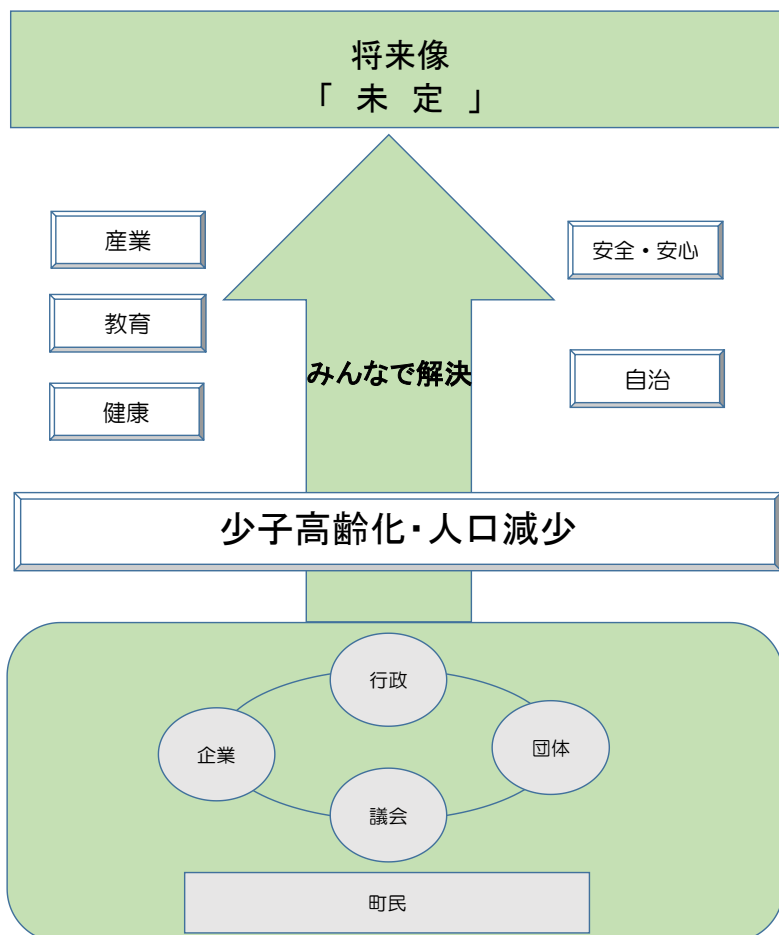
令和 9(2027)年度から令和 16(2034)年度までの 8 年間とします。

◆将来像

第 6 期芽室町総合計画〔令和 9(2027)年度から令和 16(2034)年度〕では、これまでの本町における総合計画の取組を引き継ぐとともに、人口減少や物価高騰等、目まぐるしく変わる社会情勢などの課題に対して、みんなで課題を解決し、先人たちから積み重ねられた町の歴史や文化、基幹産業の農業を中心として発展してきた産業などを次の世代へつなぎ、町民の皆さんが住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指し、まちの将来像を次のとおり定めます。

未定

■将来像を実現するイメージ



2 まちづくりの基本目標

第6期芽室町総合計画では、これまでのまちづくりの成果と特色を引き継ぐとともに、まちの将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、町民一人ひとりがまちへの愛着と誇りを持ち、ともに支えあい、いきいきと暮らし輝き続けられるまち「めむろ」を実現し、それを次の世代につなげていくことを目指します。

1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

本町は、十勝川・美生川・芽室川などの河川により肥沃で平坦な大地を形成し、それを基盤とした我が国有数の大規模畑作地帯による農業を中心とした町であり、この活力ある農業を基盤として、商業・工業・観光などとの連携が図られ町全体が発展してきました。

戦争など不透明な国際リスクによる資材価格の上昇や地球温暖化による気候の変化などめまぐるしく変わる社会情勢や課題を的確にとらえ、国による農業政策に柔軟に対応し、本町における担い手の方々と農業関係機関・団体とともに連携を図り、AI技術を活用したスマート農業の推進や、酪農・肉用牛生産近代化計画の実現、農作物有害鳥獣対策の強化と計画的な土地基盤整備の促進、小水力発電の売電収益を活用した土地改良施設の維持管理など、持続可能な農業振興及び森林の適切な維持管理と森林・林業への理解を促進する地域林業の推進を図ります。

また、地域の子どもたちが農業を知る食農教育など農業の応援団づくりを進め、生産者と消費者の交流や地場産農畜産物の消費拡大の推進など、農業が生命と健康の基本であることの重要さと食の安全・安心に対する意識啓発、観光・交流の促進についても地域ぐるみで推進します。

さらに、商工業の振興は、市街地の活気や賑わいに重要であり、まちなかの再生の推進、地域内経済循環の促進や起業・創業者への支援を行い、中心市街地の活性化を図ります。

また、地域資源を活かした観光振興、受入体制の整備、さらには新たな工業団地造成による企業誘致など総合的な取組を進め、農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

本町は、世代に関係なく町民が自らの意思で学習に取組み、学ぶ喜びや達成感を得ながら過ごせることを目指しています。しかし、人口減少の進行やA I技術の進展など社会情勢が大きく変化しており、学習に対する住民ニーズの多様化や、文化団体の後継者不足も課題となっています。

本町で進める「郷育・夢育」を軸に、新たな時代に必要となる資質・能力の育成、豊かな人間性や社会性の育成、健やかな体の育成を進め、地域と一体となって児童生徒を育てる、地域とともにある学校づくりを促進し、持続可能な社会の創り手として自立できる人財を育成します。また、学びのセーフティーネットの構築や特別支援教育の支援体制強化、I C T環境や学校施設環境の充実により、さまざまな場面で子どもたちが常に学びやすい環境づくりを進めます。

また、学びへの参加が個人の幸せと地域の活力を生み、そこで育まれるつながりが地域課題の解決を支えるという「人づくり・つながりづくり・地域づくり」となるまちづくりを進めるとともに、本町の歴史・文化を保存・伝承し、先人たちのこれまでのあゆみや努力を後世に伝えるため、郷土学習の充実などを図ります。さらに、プロスポーツ選手などから学べる環境づくりやスポーツ団体の支援、指導者の発掘・育成と部活動の地域展開の進展、発祥の地であるゲートボールの振興、社会体育施設再整備構想に基づく整備など、町民が生涯にわたり、気軽にスポーツを楽しみ、地域とつながりをもって、いきいきと暮らせる環境づくりを進め、文化・スポーツを通じた人づくりを推進します。

3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

年代や世代、性別、国籍、障がいの有無などあらゆる属性に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、生き生きと健やかに暮らすためには、地域で支えあう体制づくりや、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが必要であることから、情報発信やデジタル技術の活用等健康づくりの体制整備や特定健診の受診促進による生活習慣病の発症・重症化予防、栄養・食生活と身体活動・運動の一体的推進、地域医療の核となる公立芽室病院の経営安定や地域包括ケアシステムの医療拠点機能強化等による地域医療体制の充実を進めます。

また、安心して子どもを生み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、出産を望む人々が希望する時期に出産できる環境づくり、楽しく子育てできる支援体制の推進、保育体制の充実、経済的負担軽減や貧困対策など、妊娠から出産・育児まで安心できる支援体制を整備し、地域全体で子どもが幸せに育つまちづくりを進めます。

高齢化が進むなか、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれており、限りある社会資源を効率的、効果的に活用しながら、社会とのつながり、今の住まいで暮らせる仕組み、安心して暮らすことができるサービスの提供等、介護が必要な方が真に必要とするサービスを受けられるような支援体制や基盤整備を進めます。

また、早期発見・早期支援による障害への対応や、障がいに対する地域理解の促進などを図り、生まれ育った町で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

すべての人が性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、多様性を認め合い「誰一人取り残さない」包括的な支援体制を地域全体で構築し、住民同士が日常的に支え合い、誰もが地域社会のなかで役割を持ち、その人らしく活躍できる場を創出します。

4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

近年は気候変動による豪雨災害の激甚化など災害リスクが高まっております。町は過去の災害の経験に基づき、町民の生命・財産を守るため、町民一人ひとりの防災力の向上と地域の防災リーダーを中心とした自主活動や関係機関などとの協力体制を確立し、避難所受付登録アプリなどのデジタル技術の活用を進めます。災害対策本部訓練を継続し、職員間で防災知識を共有し業務の標準化や災害時に迅速に情報が伝達できる多様な手段の確保、強化を行い、防災体制の充実を図ります。

また、誰もが安心して暮らすためには、消防・救急や防犯・交通安全、消費者の安全・安心の確保などが求められています。消防・救急に関する機材の充実や訓練、防災組織の維持、デジタル社会による消費者被害や犯罪に対する町民の意識を高めるとともに、地域全体で防犯や交通安全などの活動を進め、安全・安心のまちづくりを進めます。

さらに、人口減少に対応した土地利用計画による明確なゾーニング、中心市街地の活性化や市街地差構築などを勘案した効果的な公共施設の配置、町の課題解決に即した未利用地の活用などを進め、誰もが安心して暮らせる快適な住環境や生活環境、公園の再整備、空き家などの有効活用、ライフラインの確保、公共交通の確保など総合的な調整を図ります。

本町の豊かで美しい自然環境と景観は資源であることから活用を進め、それを次世代へ継承していくために、環境の保全や美化活動等を推進するとともに、町民全体が資源循環型社会の実現に向け行動変容につながる環境意識の醸成を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

町民が主役となったまちづくりを進めるため、町民との対話などで意見や考えを広く聴くとともに、町政に対する理解と信頼を深め、町民参加や活動が円滑に行えるように参加の機会を保障し、情報共有と町民参加について政策形成全体を支える基盤として位置付けます。

また、町内会、ボランティア団体など多様な団体が主体的に活動できるよう、地域活動の裾野を広げ、課題解決のために町民が行う公益的な活動の支援に努めます。

町政執行の基盤となる町財政については、少子高齢化・人口減少により町税の頭打ちと人件費や物価高騰、公共施設の大規模修繕など財政の硬直化が見込まれますが、徹底した現状把握と分析、スクラップ・アンド・ビルドでの歳出の抑制、適正な受益者負担などによる歳入の確保など将来を見据えた責任ある財政運営を行うとともに、政策のマネジメントサイクルの改善、ファシリティマネジメント、DXを活用した新しい働き方や快適なサービスの実現など、効果的で効率的な行政運営を一層推進し、時代に即した安定した行政サービスの提供に努めます。

また、役場内の各種職員研修などを実施し、職員の資質向上に努め、住民対話と親切的対応により、住民の期待に応え、信頼される町行政を推進します。

地域の活力を維持するためには、町民一人ひとりが芽室町に対して「誇り」「愛着」を持ってまちづくりに関わることや、芽室町を応援する気持ちを持った人たちを増やすこと、まちに住みたいという移住・定住の受入体制を確立します。また、国際・地域間交流を通じて人材育成や、経済交流を促進しまちづくりに活かします。

3 人口指標

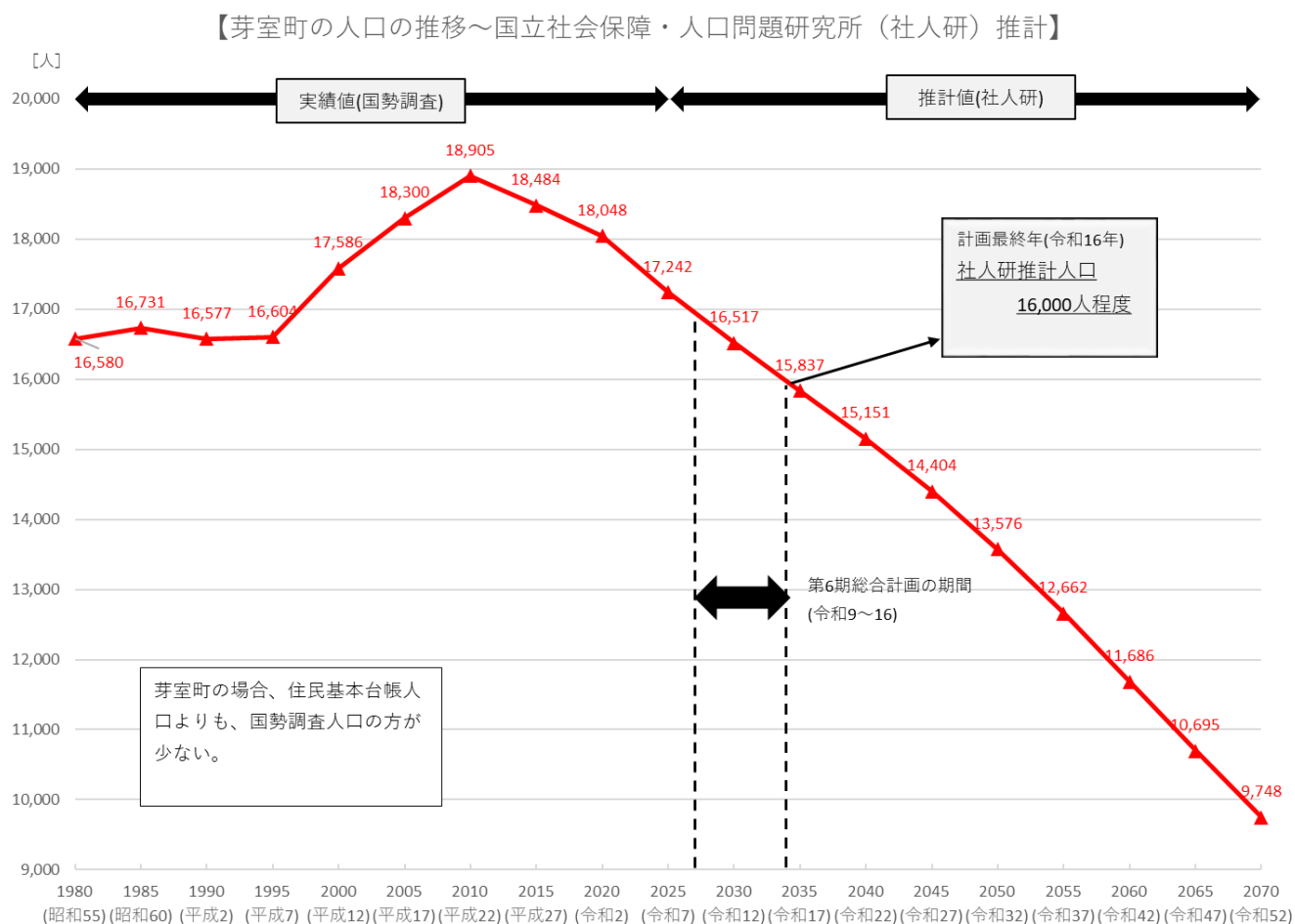
◆将来人口の見通し

本町の人口は、1975（昭和 50 年）から 1995（平成 7）年頃までは、ほぼ横ばいで推移し、2002（平成 14）年度から開始した東芽室地区の宅地開発による帯広市など十勝圏域からの流入により人口が増加していましたが、2010 年（平成 22）年国勢調査をピークに人口減少に転じています。（以下、人口は国勢調査ベースの数値）。

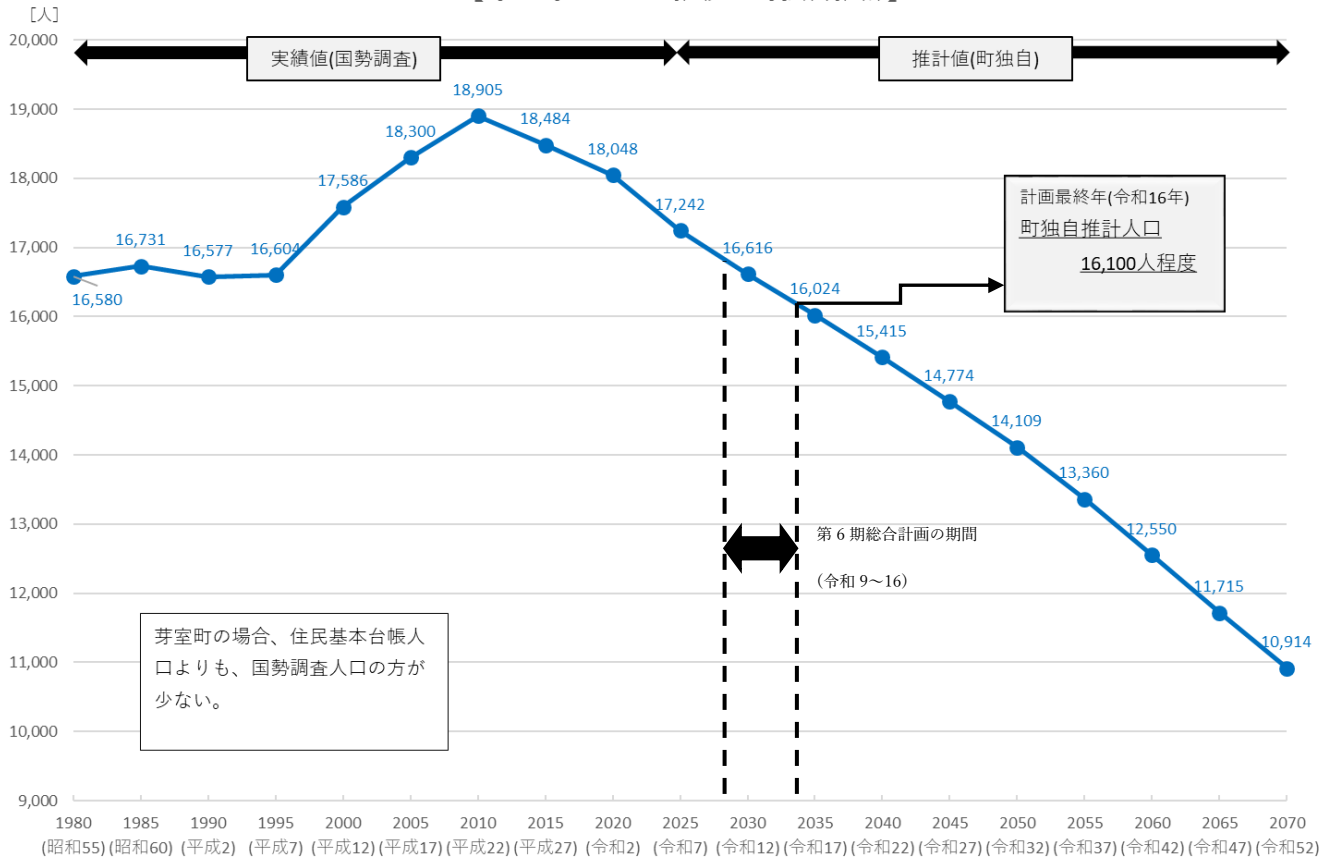
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、本町の人口は、2010（平成 22 年）の 18,905 人をピークに、減少の一途をたどり、2055 年（令和 37）年には 12,662 人にまで減少すると推計しています。

このような背景から、国においては、少子高齢化や人口減少に的確に対応するため「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、本町においても、2015（平成 27）年 9 月に「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を、2025 年 3 月に「第 3 期総合戦略」を策定しています。

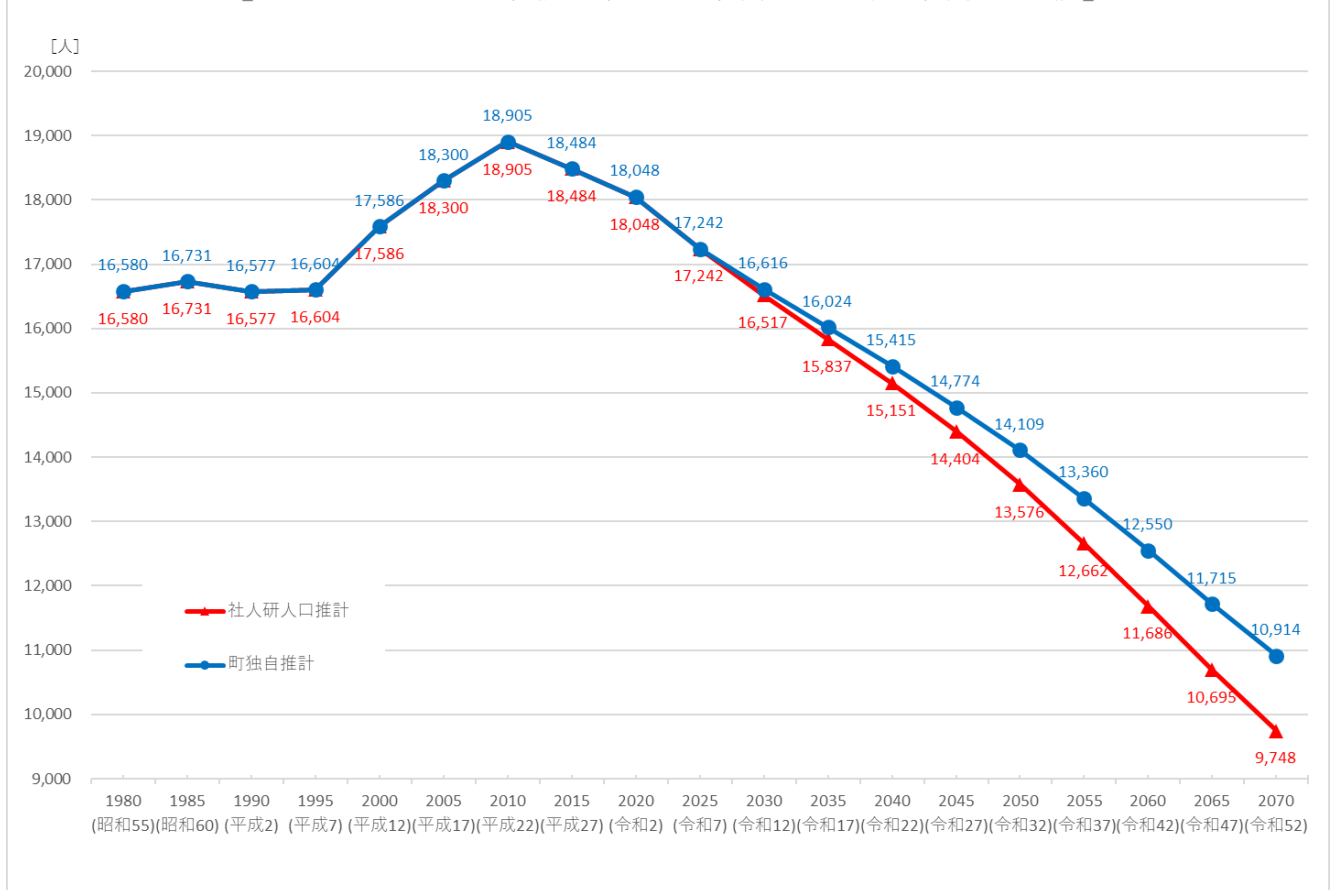
なお、今後の本町の人口推計は、少子高齢化と人口減少への的確な対応など今後の施策展開により、2055（令和 37）年には 13,360 人、第 6 期芽室町総合計画の計画最終年となる 2034（令和 16）年は、16,100 人としています。



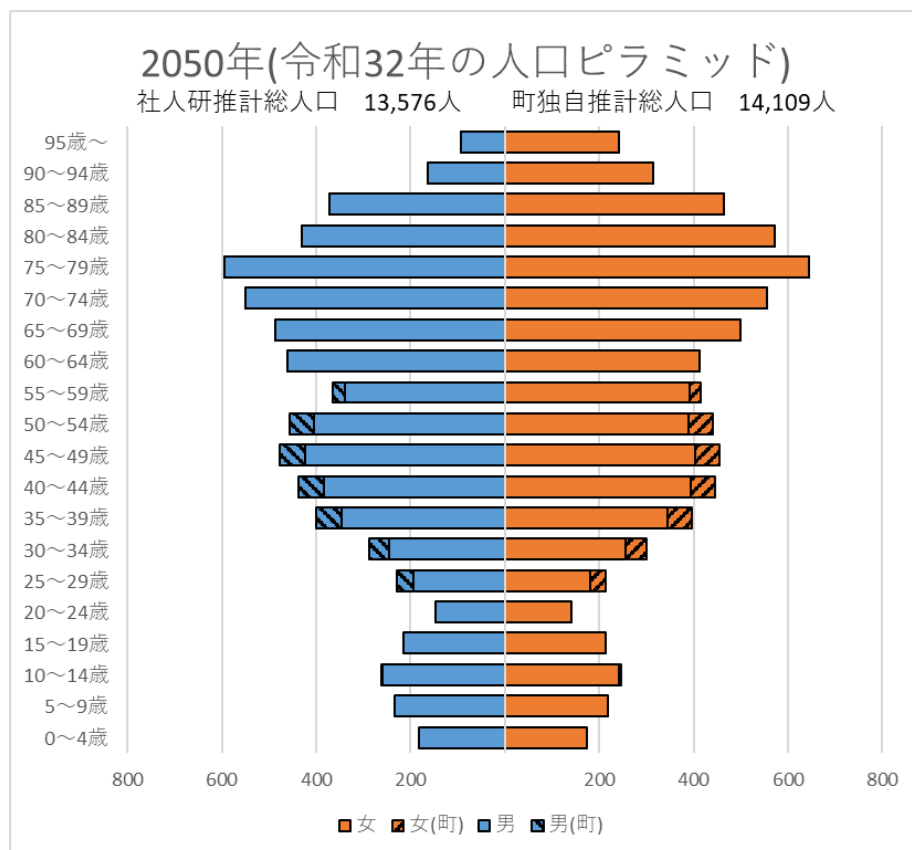
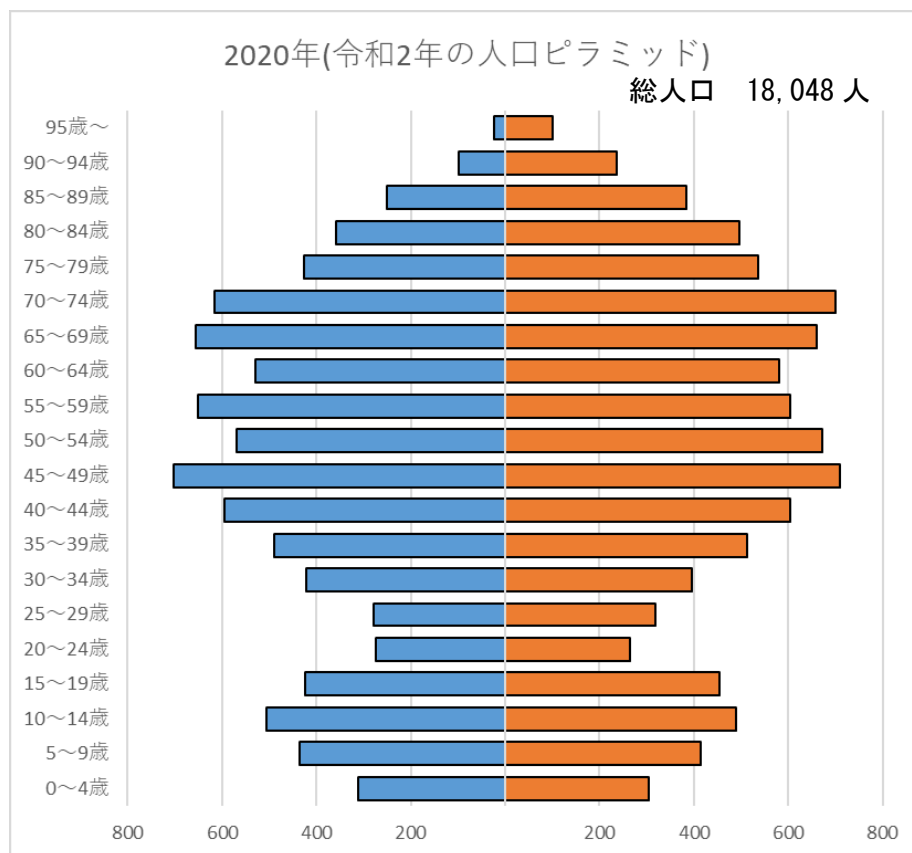
【芽室町の人口の推移～町独自推計】



【芽室町の人口の推移～社人研推計と町独自推計の比較】

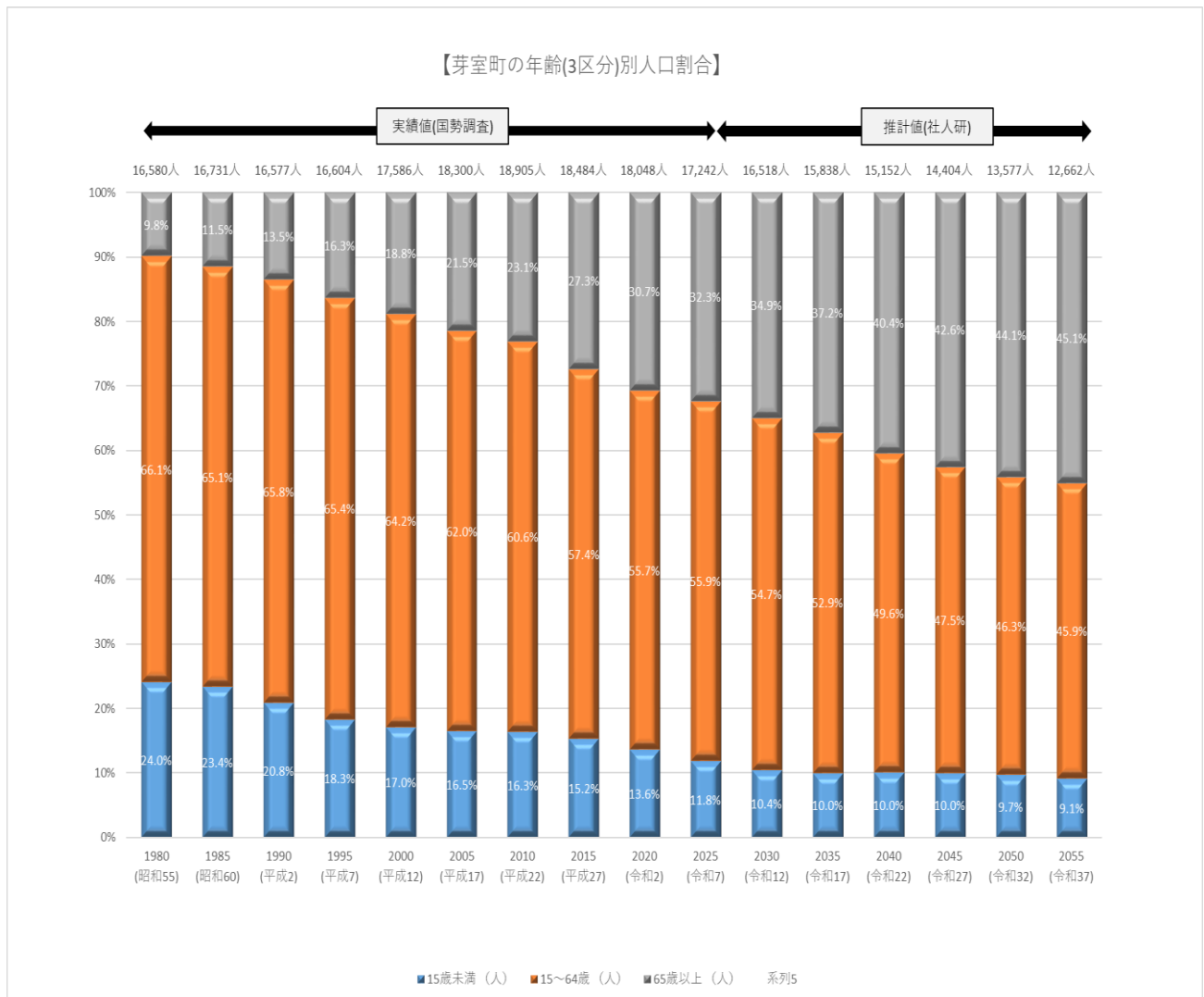


2020（令和2）年の人口ピラミッドと、社人研及び町独自推計の2050（令和32）年の人口ピラミッドを比較したものです。2050（令和32）年の人口ピラミッドのうち、斜線部分が町の施策が達成された場合に反映される推計の部分です。



◆年齢（3区分）別人口の見通し

2020（令和2）年国勢調査時点での本町の高齢化率（65歳以上）は、30.7%と全国平均（28.6%）を上回っており、なお上昇する傾向にあります。逆に年少人口比率（14歳以下）、生産年齢人口比率（15～64歳）は低下すると推計され、今後、本町における少子高齢化の傾向はますます強まるものと予測されます。



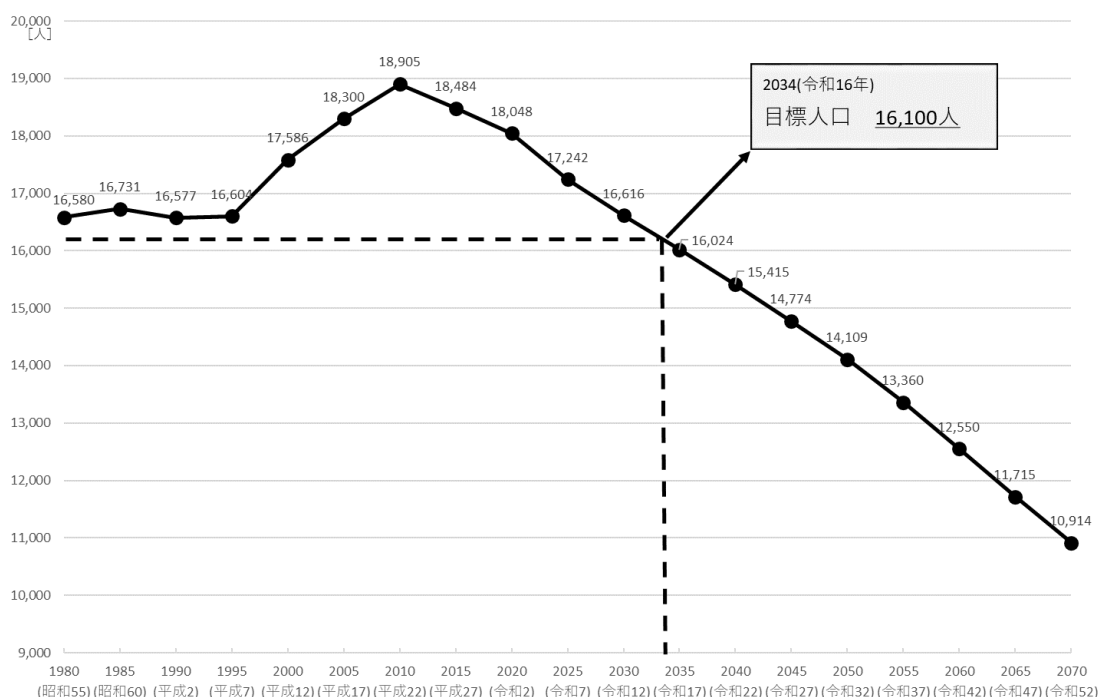
◆目標人口の設定

2034（令和16）年度における目標人口16,100人（国勢調査ベース）

本町の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所における推計を基にすると、第6期芽室町総合計画の最終年となる2034(令和16)年には、16,000人程度になると予測されており、人口減少がますます進むことが予測されています。この推計は2020(令和2)年の国勢調査を基準とし、将来の生残率や移動率などから算出されたものです。

本町としては、農業や商工業の振興、「夢育・郷育」を基軸にした教育、安心して生み育てることができる子育て支援施策、郷土愛の醸成など、町の施策の効果が着実に反映され、合計特殊出生率の維持や移住・定住を促進することで、2034（令和16）年度の目標人口を16,100人とします。なお、その際の年齢構成は、年少人口1,558人(9.7%)、生産年齢人口8,693人(54.0%)、高齢者人口5,849人(36.3%)としています。

区分	実績値		推計値		目標値	
	2020(令和2)		2034(令和16)		2034(令和16)	
総人口	18,048	100%	15,973	100%	16,100	100%
年少人口(0～14歳)	2,462	13.6%	1,607	10.1%	1,558	9.7%
生産年齢人口(15～64歳)	10,047	55.7%	8,501	53.2%	8,693	54.0%
高齢者人口(65歳以上)	5,539	30.7%	5,865	36.7%	5,849	36.3%



【芽室町の2034(令和16)年度における目標人口】

5 財政運営の方向

◆現状と課題

本町の財政は、歳入の多くを国や道の補助金、地方交付税等の依存財源に頼っており、そこへ動向が不透明なふるさと納税等の外部財源が加わるなど、本質的に変動リスクを伴う収支構造にあります。近年の物価高騰や地域投資の本格化も相まって、歳出の硬直化が進みやすい局面を迎えています。

公会計データに基づく中長期的な財務診断からは、過去に整備した公共施設等の急速な老朽化に伴う「潜在的な将来負担」の蓄積や、負債の増加による「世代間の負担バランス」の不均衡といった、持続可能性を揺るがす構造的課題が浮き彫りとなっています。また、行政サービスにおけるフルコスト（真の原価）への意識向上や、受益者負担の適正化に向けたさらなる見直しが強く求められています。

こうした厳しい財政環境のなかにあっても、本町にはこれまでの確かな財政規律によって受け継がれてきた「経営的な余力」がまだ残されています。しかし、この限られた猶予の間に、単年度の収支均衡にとどまる発想から脱却し、人口減少社会に適応したスマートな行政経営（賢く縮むデザイン）への抜本的な構造改革に着手しなければ、次世代への責任を果たすことはできません。

◆基本方針

公会計データを戦略的に活用した「客観的根拠に基づく行政経営」のもと、将来世代への責任を果たしつつ、身の丈に合った行政サービスを安定的に提供できる「人口減少社会に最適化された財政構造」への転換を進めます。

（１）賢く縮む「人口減少仕様」への資源配分と自律的収支の確立

公共施設の統廃合・集約化や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを計画的に実施し、将来の経費総量を物理的に削減します。また、経常的なサービスは自前の安定財源で賄う自律的体制を再構築します。

（２）将来世代への責任の組み込み

投資計画においては、建設から維持管理、解体まで含めたライフサイクルコスト（ＬＣＣ）による再評価を徹底します。さらに、一人当たり負債額の急増に歯止めをかけるため、地方債の発行抑制や負債額の上限ルールを設け、予算編成に厳格に連動させます。

（３）フルコストの可視化と住民・議会との共有

財務諸表が示すストック情報や行政コストを分かりやすく可視化・公表します。行政サービスの「真の原価（フルコスト）」を住民・議会と共有し、納得感のある適切な受益者負担水準への移行と、確かな合意形成を進めます。

（４）ＤＸによる行政経営コストの削減

デジタル技術の徹底活用と業務効率化により、利便性の高い納付環境の整備と機動的な徴収体制を両立し、確実な歳入確保に努めます。限られた資源であっても行政サービスの付加価値を維持・向上できる、スマートな行政組織構造を確立します。

6 基本目標と政策（施策の大綱）

未定

1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

5-3 魅力を活かした、活気あふれるまちづくり

基本目標1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

政 策

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

本町の農業を取り巻く環境は、国際情勢の不安定さによる物価高騰や有害鳥獣被害の増加、少子高齢化による離農と経営者の高齢化が進む一方で、経営の大規模化に伴う労働力不足が深刻化しています。このため、基幹産業である農業の持続的な発展を図るには、労働支援体制の確保とAI技術を活用したスマート農業の推進が重要な課題です。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」では、食料安全保障の実現に向け、国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、農業の構造転換を推し進めることを明記しています。本町においても、国の動向に対応しながら農業の持続的な発展を推進する必要があります。

これまで実践してきた環境に配慮した効率的な農業生産を、担い手の方々及び関係機関・団体とともにさらに進め、農業を中心とした地域経済の拡大と推進を図ります。

農業生産の基盤となる農地については、地力の増進のための土づくり、計画的な土地基盤整備、老朽化している農業用水施設等の保全を進めます。これにより、安全・安心な農畜産物の供給と農業産出額の維持・向上を図るとともに、環境負荷の低減に配慮した農業を推進します。

農業が生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについては、生産者だけでなく、関連事業者や消費者の理解も必要です。教育活動や体験活動を通じて理解を深めるため、食育推進活動や地産地消の取組を通じて農業の応援団づくりを進めます。

防風保安林は農地の保全に有益であるだけでなく、農村景観を形成する要素となっています。森林認証制度への参画による木材の高付加価値化と、森林が持つ多面的機能の発揮のため、適切な森林整備を進めます。また、豊かな森林を将来へ引き継ぐため、自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動を進めます。

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

本町の商工業は、基幹産業である農業と連携しながら振興・発展してきました。

商業は、世界情勢の変化に伴う原油価格や資材価格の高騰、景気動向に伴う金利上昇など不安要素が増しています。地域内経済循環を進めるため、住宅リフォーム奨励事業、Mカードを活用した行政連携事業や消費喚起事業、起業・創業支援などのソフト事業に取り組みます。

工業は、これまで基幹産業である農業と連携した相乗効果により、工業団地を中心に持続的な発展を遂げてきました。今後は、多様な産業が集積する用地の拡大を進めます。税収の確保と町の経済活性化のため、新たな工業団地の造成と企業誘致を進めるとともに、人材不足など立地企業への支援を行います。

観光は、訪れる人のみならず町民もメリットを享受することが重要です。観光客からの評価により町民の郷土愛を醸成し、地域経済の活性化を図るため、「自然・景観」「農業」「食」、そして「人」を背景とした観光を推進します。

民間関係団体と地域による一体的な観光まちづくりと、町内外の様々な観光事業者等が地域と一体となった広域連携による観光振興を進めます。

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

- 政 策
- 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
 - 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

予測困難で激しい社会変化の中、「資質・能力」を基盤としつつ、児童生徒が自ら問いを立て、他者と協働して新たな価値を創造する能力の育成を通して、本町独自の「郷育・夢育」を軸に、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、豊かな人間性や社会性の育成を行い、持続可能な社会の創り手として自立できる人財の育成を目指した教育行政を進めます。

一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進により特別支援教育の充実や、就学などに対する各種相談体制及び関係機関との連携強化など、特別なニーズに対応した教育を推進するとともに、地域と一体となって児童生徒を育てる、地域とともにある学校づくりを推進し、社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールを基盤として「学校を核とした地域づくり」につなげます。

学びを通じた人と人とのつながりが地域コミュニティの基盤強化につながることから、自ら進んで学習に取り組み、学ぶ喜びや達成感を得ることを目指していますが、人口減少の進行など社会情勢がめまぐるしく変化しており、ニーズも多様化していることから、学習機会や場の提供や多様な学習環境の充実、自発的な取組への支援など、年代や分野を問わず「だれもが」「いつでも」「どこでも」通じて学ぶことができる潤いのある生涯学習環境を整備するとともに、未来の担い手となる子どもたちの学びや成長を支えるため、地域全体で学校を支える地域学校協働活動に取り組みます。

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

文化・芸術活動が人々の創造性や感性を育み、心豊かな暮らしを実現するうえで、町民の自主的な文化活動を支援するとともに、青少年が優れた作品に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の提供など、文化・芸術を身近に感じさせる機会を創出し、次世代に受け継がれる環境づくりを進めます。

地域の特性を活かして活動する団体などでは会員数の減少による後継者の確保などが課題になっており、多様化する文化活動に対するニーズに対応するとともに、個々の活動のサークル化への支援等を行います。

町民の健康増進と皆スポーツを目指し、社会体育施設再整備構想の策定を進め、関係団体と連携して、運動機会の提供に努めます。メムロスキー場については、作業機械の老朽化や気象条件、スキー人口の減少など、スキー場を取り巻く環境の変化への対応を進めます。

また、発祥から 80 年を迎えるゲートボールについては競技人口の減少が顕著であることから、引き続きゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる環境づくりや青少年層への競技普及など、将来的な競技人口減少への対策を講じます。

また、プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会を設けます。

将来にわたり子どもたちが継続的に文化芸術・スポーツに親しむことができる機会を保障するため学校部活動の地域展開を進め、併せて指導者の発掘・育成に努めます。

基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 政 策 | — 3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり |
| | — 3-2 安心して子育てできるまちづくり |
| | — 3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実 |

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

長寿社会において、地域とのつながりを持ちながら健やかで心豊かに生活するためには、ライフステージに応じた健康づくりを推進することが重要です。若い世代からの生活習慣病の発症と重症化の予防に取り組むとともに、健康に関心の薄い方等に対して情報発信を行い、デジタルを活用した健康ポイント制度や健康講座などを通じて、主体的な健康づくりを推進します。

健康課題を踏まえ、多くの町民が自身の健康と食生活の関係を正しく理解できるよう栄養相談や食育を進めます。また、働く世代のストレス対策をはじめとするこころの健康づくりについては、地域社会全体での取組が必要であり、地域や職域での健康講座などを通じて、こころの健康に関する理解と気づきの醸成を図ります。関係機関との連携を強化し、支援を行います。

公立芽室病院は地域包括ケアシステムの拠点として、地域住民にとって不可欠な病院です。医療ニーズの変化を見極めながら医療の質を確保し、入院・外来診療の充実を図るとともに、町内診療施設などとの地域連携機能を充実させ、地域に必要とされる病院づくりを進めます。

診療体制の確保・充実により、持続可能な診療機能体制の構築と経営基盤の強化を進めます。また、施設の老朽化への対応を検討し、町民に対して質の高い医療を提供します。

3-2 安心して子育てできるまちづくり

少子化、三世帯同居世帯割合・平均世帯人員の低下による核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などの環境のなか、安心して子どもを生み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりなど、妊娠から出産・育児まで安心できる支援体制を整備し、地域全体で子育てに対する理解を深め、子どもが幸せに過ごすことができることが重要になります。

発達に支援を要する子どもへの一貫性と継続性のあるサポートの保障や、子どもの権利擁護の推進、子育て世帯の経済負担の軽減、子どもの貧困対策など、子どもたちが直面する課題が将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し、早期に対応する仕組みづくりなど、すべての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

女性の就業率上昇や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯増加、早期の職場復帰の希望とともに低年齢児の保育需要は増大する見込みであり、また、保護者の子育てに対する考え方や就労環境の変化などから保育施設や保育施策に対するニーズは広範多岐にわたるため、保育所待機児童ゼロを継続するとともに、多様なニーズに応じた町内保育事業の充実を図ります。

また、18歳未満のすべての子どもを対象とする児童館や児童クラブの機能を併せ持った子どもセンターについてはニーズを確認しながら安定的な人材確保による機能的・弾力的な運営を図り、子どもを心身ともに健やかに育成する運営を行います。

教育・保育相互の子どもの情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供が重要であることから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化し、教育への接続性を推進します。

3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

年代や世代、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、多様性を認め合い、住民同士が日常的に支え合い、誰もが地域社会のなかで役割を持ち、その人らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が必要となっており、地域全体で誰もが主体的に参加し、日常的な支え合い活動を行い、複合的な課題を抱える方には多機関が協働して重層的な支援を行う体制を構築します。地域で生活していく中ですべての人が個人として尊重され、生涯にわたり活躍できるよう、啓発活動、周知活動を推進します。

また、高齢化が進み、介護を要する高齢者が増加することが見込まれており、暮らしに対する課題の複合化によりニーズは拡大・多様化していくものと考えられ、暮らしの安心と不便を解消するとともに、介護が必要な方が真に必要なサービスを受けられるような支援体制や基盤整備を進めます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、生きがいづくりを支援します。

障がいのある人やその家族については、早期発見及び早期支援、障がいのある方の重度化・家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、障害福祉サービスや相談などの支援により、社会復帰及び社会参加を促し、安心と生きがいを持って生活できるよう社会資源のネットワーク確立などを進めます。また、就労支援体制の強化を図り、多様な選択肢と社会参加の場を拡大し、障がいのある人の就労意欲の向上を図るとともに、障がいに対する町民理解の促進を進めます。

基本目標4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

政 策

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

4-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

近年は気候変動による災害の激甚化などリスクが高まっているなか、町は過去の災害の経験に基づき、町民の生命・財産を守るため、自主活動や関係機関などとの協力体制を確立し、災害対策本部訓練の継続、職員間での防災知識の共有や業務の標準化、デジタルを活用した情報伝達の多様な手段の確保、強化を行い、防災体制の充実を図ります。

消防活動については、十勝管内 19 市町村の広域化により迅速な災害対応の強化が図られ、また火災や複雑多様化するさまざまな災害に対応するため、高度な消防体制の充実や防火防災の意識高揚を図るための講習会、火災予防広報活動、消防団員の団員確保などを進めます。

交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、事故の多くは依然として安全不確認などの基本的な交通ルールの違反運転が原因となっているため、幼児期から成長過程に応じた交通安全教室の実施や加齢に応じた実践的技能及び交通ルールなどの知識の普及、標識の整備等に努めます。

また、地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けて、関係機関・学校・地域・家庭と連携し、交通安全指導・啓発事業や防犯対策事業、各種団体の育成支援に取り組みます。

消費生活の安全・安心においては、インターネットの急速な普及による利便性向上の一方で消費生活相談の内容の複雑化・多様化していることから、消費生活相談体制を充実強化し、消費者被害の救済・未然防止を図ります。また、食の安全・安心を確保のため関係団体と連携し、食品添加物に対する知識の普及や食品ロスの削減に向けた取組を進めます。

4-2 快適な都市環境づくりの推進

少子高齢化・人口減少に伴い、空き家、空き地、空き店舗などが増加しており、人口動態に適切に対応した土地利用が必要になっています。

人口の推移や、地域間のバランス、土地利用計画による町全体のゾーニング、市街地の再構築などを勘案しながら、効率的で利便性の高い公共施設の配置や機能などの検討、公共未利用地の活用、まちなか居住を推進し、市街地の空き地や未利用地を減らしながら、計画的な土地利用を進めます。

また、住宅・住環境については、少子高齢化や人口減少に対応するため、高齢者や障がい者が住みやすい住宅の普及や住宅セーフティネットの構築、生活環境に影響を与えない空き家の対策、定住促進のための持ち家の取得支援などを進め、公園施設や新嵐山スカイパークは、賑わいや憩いの場として、地域住民のニーズに対応した場として安全・安心に利用いただけるように、計画に基づいた計画的な維持管理・更新などを進めます。

交通網については、都市圏や物流拠点とのアクセスに向けて、幹線道路網の整備促進の働きかけや合理的な交通網を確立するための計画的な道路整備を進めるとともに、町道については、町民の皆さんが安心して快適に利用いただけるよう、計画的な整備を進め、適切な維持管理と除排雪を推進します。

また、公共交通機関確保のために鉄道運行や地方バス路線の運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望し、あわせてデジタル活用や持続可能な移動手段の確保を進めます。

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

本町は、雄大な日高山脈を背景に、豊かで美しい自然・農村景観に恵まれており、今後も豊かな田園風景の保全や活用など地域特性に応じた景観について整備する必要があります。

快適な生活環境を維持するため、環境の監視・測定と指導・対策に努め、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進するとともに、森林の保全や広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全、十勝川などが織りなす水と緑の河川景観の保全に努めます。

環境問題は地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がっており、本町においても環境への負荷を低減するため、公共施設などへのクリーンエネルギーの導入や町民へのクリーンエネルギーの普及・啓発、自然と調和した取組を推進します。また、循環型社会形成のため、ごみの減量化や資源リサイクル、食品ロス削減などの取り組みを進めるとともに、ごみの分別・排出方法のルールやマナーなど、快適な生活環境づくりを進めます。

上下水道は人口減少に伴う料金収入減少や施設の老朽化が進行していることから、収支の適正化の取組や計画的な機能保全による施設の長寿命化を進めます。また、近年頻発する自然災害時においても生活に欠かせない水の確保と衛生的な環境を維持するため、上下水道施設の強靱化を図ります。

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

政 策

- 5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり
- 5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進
- 5-3 魅力を活かした、活気あふれるまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

町民が主役となったまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深め、対話の機会を増やし、多くの方が参加できる手法や参加意識の醸成、双方向での情報交換の仕組みづくりが必要です。

政策形成全体を支える基盤として情報共有と町民参加を位置づけ、常に時代に合った手法を取り入れ、柔軟に対応するよう努めるとともに、「まちづくり参加条例」に基づき、多様な町民参加の機会の確保を徹底し、参加手法の仕組みの充実を図ります。

少子高齢化や人口減少が進むなか、地域の活力を維持し、住民自治を実現するためには、従来の地域組織だけでは無く、多様な主体の参画の促進や、分野別・テーマ別活動の支援など、新たなコミュニティの形成を促進します。また、行政がコーディネート機能を強化し、柔軟で実効性のある地域運営を支える仕組みづくりを推進します。

5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

本町においても人口減少が進んでいますが、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備など、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要となっています。また、人口が減っても地域が持続できるよう、人口減少に合わせて限られた資源を計画的かつ効率的に配分することが必要となっています。

町の財政状況は、物価高騰や人件費、社会保障費等の増加、歳入は人口減少により個人町民税や固定資産税などの町税も減少が見込まれることから、歳入確保に努めるとともに、公共ファシリティマネジメントの視点による公共施設やインフラ施設の老朽化対策、事務事業の見直しと選択と集中など、歳出の抑制を目指し、収支バランスがとれた健全な財政運営を進めます。

また、PDCAサイクルやDX、広域行政、公有財産の適正管理などによる効果的で効率的な行政運営を一層推進し、時代に即した安定した行政サービスの提供に努めます。

少子高齢化・人口減少が進むなか、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、デジタルを活用した便利で親切的な窓口サービス推進や住民の期待に応え、信頼される町行政を推進します。

5-3 魅力を活かした、活気あふれるまちづくり

未来へつながる持続可能なまちづくりのためには、町の魅力に目を向け、町の魅力を活かした活気あふれるまちづくりが必要です。

このため、地域への想いを育み、郷土愛を持った町民をはじめ、移住定住の促進や、芽室を応援する気持ちを持った町外の人たち（関係・交流人口）を増やし、地域の担い手を確保することを進めます。

また、「まちなか再生」は、芽室町でチャレンジを支援し、起業や賑わいづくり、拠点の整備など民間活力を活用しながら進めていきます。

国内外の友好都市などとの交流による人材育成や経済交流を通して得られる知見をまちづくりに活かすため、国際交流活動や地域間交流、都市と農村の交流を進めます。